

「長期優良住宅建築等計画等の認定における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準」の一部改正の概要

1 改正の趣旨

令和3年5月28日に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年法律第87号）が改正されたことを受け、「長期優良住宅建築等計画等の認定における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準」について必要な改正を行う。

2 改正の内容

長期優良住宅建築等計画等の認定申請の類型に建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたため、所要の改正を行う。

3 施行日

令和4年10月1日